

235. 旧栗太郡の在地瓦師に関する基礎的考察(前編)

1. はじめに

現代の我々にとって、家屋の屋根に瓦が載る様は見慣れた風景であるが、旧栗太郡内では、いつ頃から瓦が家並を飾るようになったのだろうか。今回は、旧郡内の社寺に残る在銘瓦をもとに、旧栗太郡内における近世期の瓦製作について若干の検討を加えてみたい。

2. 草津市山寺町十二将神社拝殿の鬼瓦に関する考察

十二将神社は、草津市東部地域の山寺町の外れに位置し、近隣には小槻山君を祭る式内社の小槻大社がある。また、平成4年度に発掘調査が行われ、一部、坊跡が確認された金勝寺里坊の一つである樂（覚）音寺の寺域内に、この十二将神社は立地している。同社の縁起では戦国時代末の兵火によって焼亡した樂音寺跡に、村民が薬師如来を造立、一堂を設けたことを始めとするなど、樂音寺とのつながりを強く感じさせるものとなっている。^①

さて、十二将神社は、本殿と末社、ならびに拝殿より成り立っているが、いずれの棟も現在は瓦が葺かれている。拝殿は、近江に多い舞殿形式であり、隣接する小槻大社の拝殿に類似した造りとなっている。拝殿の棟には、現在獅子口瓦が飾られているが、拝殿床下には、鬼面瓦が破片を含めて9個体が片づけられており、獅子口瓦以前には、鬼面瓦が棟を飾っていたものと推察される。以下、この9個の鬼面瓦のうち、残存状態が良好である鬼面瓦7個体について、その概要を述べてみよう。

【1号鬼面瓦】

形態：大棟（阿形）鬼面瓦

全高：49cm 復元最大幅：45.8cm

特徴：額から頭にかけて、笠による粗条痕を刻んだ

後、上方から下方に向けて笠先を刺突する。鼻ならびに口部は、無骨な造りを成し、顎には笠先を押し当て波状様の文様を刻んでいる。両角ともに欠損しているが、それほど明瞭な角では無いようである。鬼面両脇には、二条の沈線の中に8ないし9つの竹管様の連珠を設けている。

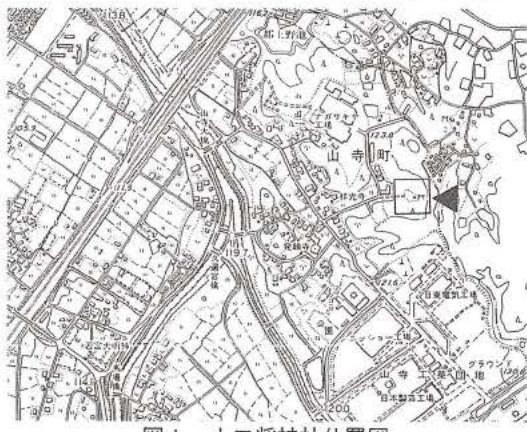


図1 十二将神社位置図

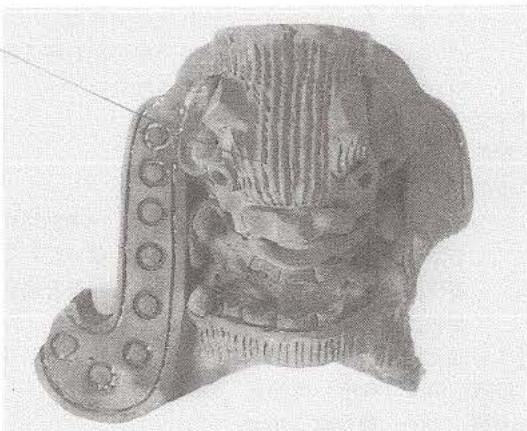


写真1 十二将神社拝殿1号鬼面瓦



写真2 十二将神社拝殿2号鬼面瓦

【2号鬼面瓦】

形態：大棟（阿形）鬼面瓦

全高：39cm 最大幅：61.5cm

特徴：1号鬼瓦に認められた額から頭部にかけての深い条痕ならびに笠先による刺突は、簡略化された条線ならびに爪形文様の刺突になっている。

額には、横方向への皺を刻んだ後、笠先あるいは櫛状工具による列点を施している。鼻はいわゆる団子鼻状の整った造りとなっている。

頬は、櫛状工具を左右に動かし髪を表現させている。角は、若干内弯気味に短く延びている。

また、鬼面両脇の連珠は、中央部を穿孔した乳頭状のものを左右に各5個設けている。

【3号鬼面瓦】

形態：降棟（吽形）鬼面瓦

全高：37.5cm 最大幅：41cm

特徴：2号鬼瓦に認められた額から頭部にかけての簡略化は一層明確となり、額の団子状の膨らみも単に列点を施すのみである。口部は前記2点と比した場合、稚拙な造りとなっており、櫛状工具により表現された髪も雑である。角は先端が欠損しているものの、それほど突き出したものではない。連珠は乳頭状の突起が左右各5個つくが、中央部の穿孔は認められない。

【4号鬼面瓦】

形態：降棟（吽形）鬼面瓦

全高：35.5cm 最大幅：40cm

特徴：頭部の条線ならびに額の造作は、一層簡略化を示し、特に口部は牙を表すのみとなっている。連珠は3号鬼面瓦同様、乳頭状の突起を左右各5個設けている。

【5号鬼面瓦】

形態：降棟（吽形）鬼面瓦

全高：34cm 最大幅：40cm

特徴：頭部の条線ならびに額の造作は、一層簡略化する。特に頭部は、上方に向かって鉢状に開いていく。また、鬼面両脇の連珠は数を3個づつに減じている。

【6号鬼面瓦】

形態：降棟（吽形）鬼面瓦

全高：36cm 最大幅：40cm

特徴：全体の造りは、5号鬼面瓦と同様である。ただ、5号鬼面瓦と比した場合、若干の歯牙が造作されている。

【7号鬼面瓦】

形態：降棟（吽形）鬼面瓦

全高：37.5cm 最大幅：38cm

特徴：全体の造りは、前記2例と同様である。開口



写真3 十二将神社拝殿3号鬼面瓦



写真4 十二将神社拝殿4号鬼面瓦



写真5 十二将神社拝殿5号鬼面瓦



写真6 十二将神社拝殿6号鬼面瓦

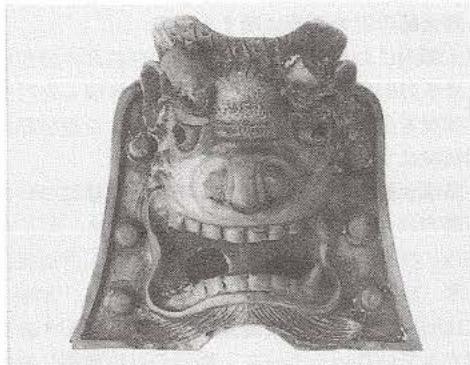


写真7 十二将神社拝殿7号鬼面瓦

部の喉部には2か所の孔が開けられている。

以上、十二将神社拝殿に葺かれていた鬼面瓦について、概要を述べてみた。当該鬼面瓦は無銘であるため、個々の鬼面瓦の製作年代ならびに製作者等が不明であるが、前記した個々の形態的特徴から、十二将神社拝殿の鬼面瓦について、分類および組成、ならびに同神社拝殿における瓦導入の時間的変化について検討を加えてみたい。

a：鬼面瓦の分類および組成

まず、当該鬼面瓦は載せていた部所により、大棟ならびに降棟の2種に分類することができる。さらに、狛犬同様、口の形態により阿吽の2種に分類することが可能である。これらの基準に基づいて当該鬼面瓦を分類した結果が次表である。(表1)

大棟系		降棟系	
阿形	吽形	阿形	吽形
1号鬼面瓦		7号鬼面瓦	3号鬼面瓦
2号鬼面瓦			4号鬼面瓦
			5号鬼面瓦
			6号鬼面瓦

表1 十二将神社拝殿鬼面瓦分類表

また、各鬼面瓦の形式的变化を加味した場合、同神社拝殿における鬼面瓦の組成ならびに時間的推移は次の如くなるものと思われる。(表2)

表2より、十二将神社拝殿における鬼面瓦導入にあたっては、大きく3段階の画期の存在が予想できる。

各画期について述べてみると、I段階は、同神社拝殿に初めて瓦が導入された段階と考えられる。当該期においては、大棟のみが瓦化したものと思われ、拝殿の屋根は、板あるいは檜皮葺であったと思われる。

II段階には、降棟にも鬼面瓦が用いられ、同神社拝

殿の屋根の形態が板あるいは檜皮葺きから総瓦葺きへと大きく変化したものと思われる。II-1段階では、1号鬼面瓦に替わって2号鬼面瓦が大棟を飾り、降棟に3、4号鬼面瓦が葺かれたと推察され、続くII-2段階では、降棟の鬼面瓦が3、4号鬼面瓦から5、6、7号鬼面瓦へと取り替えられたものと考えられる。

III段階は、拝殿の鬼面瓦が獅子口瓦へと取り替えられた段階を指す。

以上、鬼面瓦の形式变化より、十二将神社拝殿における鬼面瓦の推移について検討を加えてみたが、次に、当該鬼面瓦の製作年代について検討してみたい。

大棟系		降棟系	
阿形	吽形	阿形	吽形
(I段階) 1号鬼面瓦	(+)	_____	_____
(II-1段階) 2号鬼面瓦	(+)	(+) (+)	3号鬼面瓦 4号鬼面瓦
		(II-2段階) 7号鬼面瓦 (+)	5号鬼面瓦 6号鬼面瓦
(III段階) 獅子口瓦		獅子口瓦	

(+)：現地では確認できなかったものの、その存在が考えられる鬼面瓦

表2 十二将神社拝殿鬼面瓦の組成ならびに変遷

前記したように、当該鬼面瓦には、記年銘等が無いため、各鬼面瓦の製作年代は不明である。そこで、時代の判明している栗東町蜂屋の宇和宮神社拝殿の鬼面瓦と比較検討し、十二将神社拝殿の鬼面瓦の製作年代を探っていきたい。

宇和宮神社は、社伝によれば養老元年に物部國經宿禰によって勧請されたとされ、現存する本殿は、棟札より永正二年（1505）の建立であることが判明している。

また、拝殿は三間×三間の舞殿形式のもので、形式から室町時代後期の所産と考えられている。なお、同拝殿に葺かれた鬼面瓦は、後世の修理によって葺かれたものであり、瓦には側面に寛保四年（1742）の銘が籠書きされている。^②

宇和宮神社拝殿の鬼面瓦は、大棟に飾られた阿・吽形二種であり、額から頭部にかけて笠先による条線の

間に籠による爪形様の刺突が施されている。口部の歯牙はシャープな造作であり、頸には櫛状工具による髪が表現されている。鬼面両脇には、乳頭状の連珠が左右各7個設けられている（写真8）

以上、宇和宮神社拝殿の鬼面瓦は、その形態的特徴から十二将神社拝殿例の1号ならびに2号鬼面瓦の中間に位置するものと思われる。よって、十二将神社拝殿の棟を飾った1号鬼面瓦の製作年代は、寛保四年銘を持つ宇和宮神社拝殿例により以前、縁起に記された貞享四年（1687）の創建時にまで遡る可能性を持つことが指摘できる。



写真8 宇和宮神社拝殿鬼面瓦

また、2号鬼面瓦以降の年代については、宇和宮神社拝殿の解体調査報告書ならびに、他例を参照した場合、ほぼ百年に近い単位で修理の手が入っていることから、当該点を考慮するならば、2号鬼面瓦は18世紀後半にその製作年代を求めることが可能であろう。以上の点をまとめると、十二将神社拝殿の鬼面瓦の年代は次表のようになると思われる。（表3）

年 代	段階	備 考
17世紀▶	I	十二将神社創建
18世紀▶	II - 1	宇和宮神社拝殿鬼面瓦
19世紀▶	II - 2	
20世紀▶	III	

表3 十二将神社拝殿鬼面瓦各段階の推定年代

以上、十二将神社拝殿の鬼面瓦について、瓦の分類、そして形式変化より鬼面瓦の製作年代について検討を試みた。だが、当該鬼面瓦の製作者に関しては皆目不明だといわざるを得ない。そこで、当該瓦の製作者を探る上でも、栗太郡内における近世後期の記銘

瓦を基に、該期の瓦製作についてみていくこととしよう。

3. 栗太郡の近世瓦師に関する考察

栗太郡内における近世後期以降の存銘瓦の分布状況は、表6の旧郡内の在銘瓦一覧を基に作成した図2の如き状況を呈している。以下、当該図より近世期の瓦製作状況について検討することとする。

a：旧栗太郡内の瓦導入に係る時間的推移について

旧郡内における中世末以降の瓦導入は、天正六年（1578）の石津寺降棟鬼面瓦を初見とする。^③以後、元禄八年（1695）の東方山安養寺例、或いは、元禄十二年（1699）の同寺大棟鬼面瓦までの期間を記す銘瓦は確認できていない。よって、郡内の近世前期における瓦導入の状況は、仮にあったとしても積極的、且つ普遍的なものではなかったと考えられる。

一方、在銘瓦から窺える旧郡内の瓦導入は、図3の如く、元禄十二年の石津寺大棟鬼面瓦以降、増加傾向を示し、ついに18世紀後半にピークを迎えるに至っている。これに、無銘瓦を載せた社寺数を考慮するならば、かなりの社寺が近世後期に至り、瓦の積極的な導入を図ったものと推察できる。

これら社寺とは別に、一般的な住宅においても18世紀以降、瓦の導入数が増加していったことが「膳所藩郡方日記」などの史料により明らかであり、18世紀が栗太郡における瓦導入ならびに普及の画期であったことが指摘できる^④。

なお、寺院の瓦導入件数は、18世紀後半を境に減少傾向に転じているが、一般的な住居については、瓦の導入が一層進んだものと考えられ、栗太郡内の瓦需要は、社寺の瓦需要が鎮静化した後も、一定期間は増加傾向を示したものと考えられる。

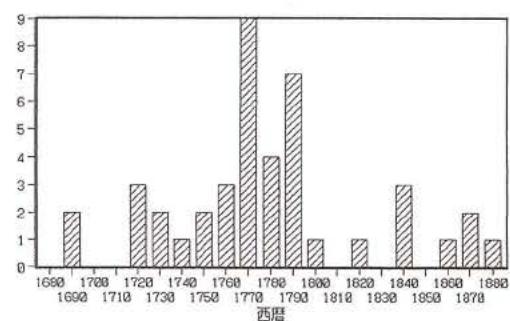


図3 栗太郡内における社寺の瓦導入傾向(記銘瓦のみ)

b：栗太郡内の瓦師について

栗太郡内の瓦導入の画期が18世紀にあったことをみてきたが、次に、これら瓦製作に携わった工人達（瓦師）についてみてみよう。

在銘瓦より、栗太郡内には次のような瓦師達が存在していたことが判る。（表4）

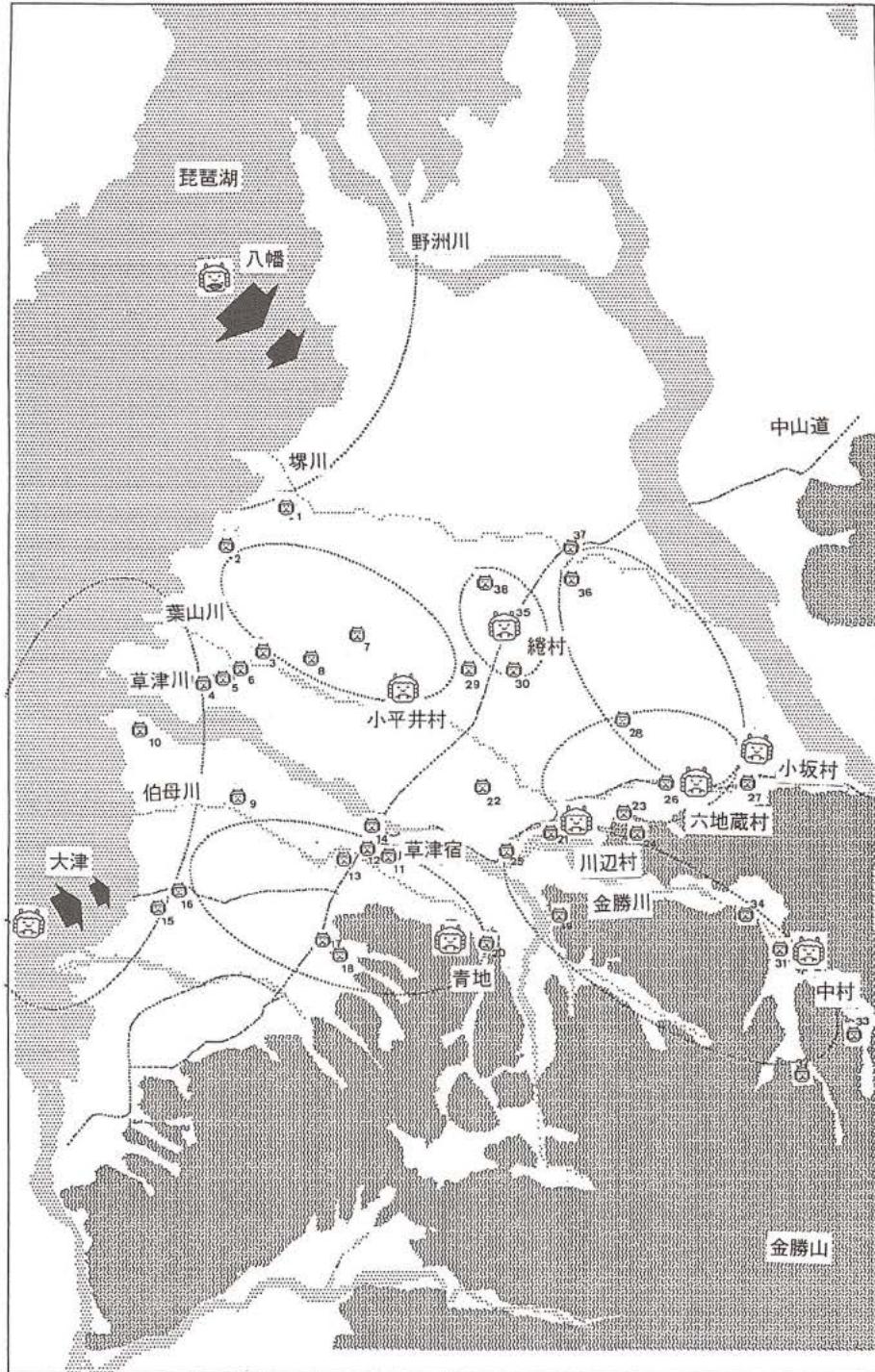


図2 旧栗太郡内近世鬼瓦分布図

わっていたことが確認されている。

彼らのうち、在地瓦師達の多くは、旧栗太郡内における瓦導入の画期となった18世紀以降に誕生してきた者達であり、それ以前は、石津寺や東方山安養寺などにみられるように、大津ならびに京都といった郡外の瓦師達により瓦の供給が行われていたものと考えられる。また、18世紀以降誕生してきた郡内の瓦師達も、在銘瓦から窺える個々の活動期間には、かなりのばらつきが認められる。(表5)

則ち、この表でみる限り、栗太郡内の瓦製作に携わった在地瓦師は、六地蔵村の林氏、総村の行岡氏を初現としているが、彼らは、1770年代までには、活動が認められなくなってしまう。一方、彼らと交替するかのように、西田、木村、井上、酒井といった瓦師達が郡内に誕生し、郡内の瓦需要がピークに達する18世紀後半を中心に活動を行ったことが判る。このように、18世紀に始まった栗太郡の在地瓦製造は、瓦需要が急増しあはじめる

また、彼らの他に、八幡の瓦師平四郎、大津の吉川新兵衛、松尾郁治、井上七右エ門、村上七左衛門、與兵衛、京都の藤原義徳などの他、居住地不明の太兵衛等の瓦師が時間差はあるが、旧郡内社寺の瓦製作に携

1760～1770年代を境にし瓦師の交替が認められ、ここにまた、近世後期の在地瓦製作に関する一つの画期が存在したことが判る。

また青地の瓦師酒井善蔵については、活動期間が百

瓦師名	居住村名	備考
行岡利右衛門 行岡利右門 行岡利八郎 行岡清八郎	総村	
西田弥左エ門 西田市正左衛門 西田一□□□ 西田吉右衛門	小平井村	花押あり
林吉右エ門 林太右エ門 林与右門	六地蔵村	
木村弥七郎 木村弥助	小坂村	花押あり
井上吉右エ門	金勝中村	
酒井善藏	青地村	
辻伊三郎 辻伊助		
川辺太七良	川辺村	
高岡廣	追分	
惣吉	山田村	

表4 栗太郡在住の瓦師一覧

年	西田	行岡	林	木村	井上	酒井	辻
1720			・24 34				
1730		・30	・20				
1740			・28				
1750			・27				
1760	・2			・11			
1770	・3 8 14	・35 38		・26 20	・11 20	・9	
1780	・2,7			・36 31	・31		
1790	・29			・37 31 34	・25		
1800	・14						
1840						・4	
1870						・16	
1880					・18		

表5 記銘瓦よりみた栗太郡内瓦師の活動期間

年近くと長いが、これは、善蔵という名が引き継がれ、瓦生産がなされた結果生じたものと考えられる。名の引継は、他の瓦師についても該当する可能性が強く、瓦師の活動をみていく上で注意する必要があろう。

c : 瓦の供給、調達について

前項において、栗太郡内の瓦師についてみてみたが、ここでは瓦の供給活動について触れてみたい。

図2より、栗太郡内における各瓦師の製作した瓦の分布状況は、大きく、内陸部と湖岸部の二地域に分けて捉えることができる。個々にみた場合、内陸部では、中山道と草津川によって四分された地域に瓦師が展開し、各区域内の社寺に瓦を供給した状況が看取できる。一方、湖岸地域では、葉山川を境にした南部と北部地域において、それぞれ湖上交通を利用し、大津ならびに八幡方面より瓦が供給されている。

内陸部における各瓦師の活動範囲の区割りの設定時期については、瓦師と各地区との対応から、郡内地瓦師の交替が認められた1760年代以降と思われる。この区割りは、互いの利害関係を調整する意味でも、厳しく遵守されたものと考えられる。しかし、草津宿においては、西田、井上の各氏が個々の地域を越えた供給を行っている。当該現象については、他地域と比べ瓦の導入化が著しく、膨大な瓦と必要とした草津宿の都市的性格を反映した結果と捉えることができよう。

なお、各社寺の瓦の調達の方法については、社寺ならびに檀家、信徒が調達を行うものと、社寺の縁者等が寄進する場合の2種が考えられるが、前者の場合は、地元の瓦師に依頼することが多いのに対し、後者の場合は、縁者の住む地域より瓦が運ばれる例がみられる。

また、瓦師本人が瓦を寄進する場合も認められるが、この場合は、本人の作善を目的としたものと理解できよう。

(小宮 猛幸)

(次号へつづく)

~~~~~刊行報告書案内~~~~~

- 1) 北萱遺跡発掘調査報告書—草津川改修事業に伴う発掘調査報告書— 頒価：2,200円
- 2) ほ場整備関係遺跡発掘調査報告書XIX—6 黒稿・八甲遺跡 頒価：2,300円
- 3) ほ場整備関係遺跡発掘調査報告書XXI—3 在士北・尼子遺跡 頒価：1,900円
- 4) 県営かんがい排水事業関連遺跡発掘調査報告書X—5 中尾遺跡 頒価：800円
- 5) 県道竜王石部線拡張工事に伴う岩屋古墳試掘調査報告書 頒価：590円
- 6) ほ場整備関係遺跡発掘調査報告書XXI—4 北落古墳群 I 頒価：2,900円